

令和7年度鳥取県毒物劇物取扱者試験実施要領

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定に基づき、令和7年度鳥取県毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

- 1 試験の日時
令和7年11月26日（水） 午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 試験の場所
鳥取市内
※詳細については令和7年11月12日（水）までに送付する受験票に記載する。
- 3 試験の種類
一般毒物劇物取扱者試験
農業用品目毒物劇物取扱者試験
特定品目毒物劇物取扱者試験（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に規定する内燃機関用メタノールに係るものを除く。）
- 4 試験科目
 - (1) 毒物及び劇物に関する法規
 - (2) 基礎化学
 - (3) 毒物及び劇物の性質、貯蔵、識別及び取扱方法（毒物及び劇物取締法施行規則第7条第3項に定める実地試験を含む。）
なお、(3)の毒物及び劇物は、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。
- 5 出願手続
次の(1)又は(2)の方法による。
 - (1) 書類による出願の場合
次のア及びイを6に定める手続きにより、提出すること。
ア 受験願書（11に掲げる問合せ先において配布するもの又は鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課ホームページから入手したものを使用すること。）
イ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）
 - (2) とっとり電子申請サービスによる出願の場合
申請フォームより、必要事項を入力すること。なお、この場合、出願は電子上で完結することに留意すること。
- 6 受験手続
 - (1) 書類の提出先
ア 県内在住者
住所地を管轄する下記の窓口へ提出すること。

窓 口	所在地
鳥取市健康こども部鳥取市保健所 保健医療課	〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4
鳥取県中部総合事務所倉吉保健所 医薬・感染症対策課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2
鳥取県西部総合事務所米子保健所 医薬・感染症対策課	〒683-0054 米子市糺町一丁目160

イ 県外在住者

窓 口	所在地
鳥取県福祉保健部健康医療局 医療・保険課	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

(2) 受験に関する書類の受付の期間及び時間

令和7年8月15日（金）から同年同月28日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、郵送の場合は、令和7年8月28日（木）までの消印のあるものだけに限り受け付ける。

電子申請サービスの場合は、令和7年8月15日（金）午前0時から同年同月28日（木）午後11時59分まで（手数料支払い期限は9月4日（木）午後11時59分まで）。

(3) 手数料

あらかじめ印刷した納付票を下記の窓口に持参し、受験手数料の10,500円を納付すること。その際発行されるレシート「控1」を願書の裏面に貼付すること。とっとり電子申請サービスによる出願の場合は、申請フォームよりクレジットカード等の支払方法により納付すること。

庁舎名	場所	収納窓口
県庁本庁舎 (鳥取市東町一丁目220)	地下1階売店	株式会社戸信
中部総合事務所 (倉吉市東巖城町2)	2号館1階	倉吉食品衛生協会
西部総合事務所 (米子市糺町一丁目160)	2号館1階	米子食品衛生協会

なお、既に納付された受験手数料は、返還しない。

(4) その他

視覚、聴覚、音声又は言語機能等身体に障がいをもつ者が、受験を希望する場合は、受験の際にその障がいの状態に応じて必要な措置を講ずる用意があるので、願書の提出までに鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課にその旨を申し出ること。

7 受験票の交付

受験票については、令和7年11月12日（水）までに、受験願書に記載されている住所へ鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課から本人宛てに送付する。

(この日を過ぎても届かない場合は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課へ連絡すること。)

8 受付開始時刻及び遅刻の取扱いについて

試験の受付は、試験当日の午後0時30分から行うこととする。

遅刻については、試験開始後30分まで認める。ただし、公共交通機関が遅れた場合は、試験開始後60分まで認める。

9 合否基準

得点の合計が満点の6割以上を合格点とする。ただし、1科目でも得点が3割未満であれば不合格とする。

10 合格者の発表等

(1) 合格者の受験番号を、令和7年12月25日(木)午前9時に鳥取県庁、鳥取県中部総合事務所倉吉保健所及び鳥取県西部総合事務所米子保健所に掲示し、並びに鳥取県ホームページに掲載するとともに、合格者には同日付で合格証を交付する。

(2) 試験結果の開示

この試験の得点については、以下の指定された窓口で開示を請求することができる。

この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者本人が受験票又は運転免許証等の本人であることを確認できるものを持参の上、窓口にてその旨を申し出ること。

窓口	鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課 鳥取県中部総合事務所倉吉保健所医薬・感染症対策課 鳥取県西部総合事務所米子保健所医薬・感染症対策課
開示期間	令和7年12月25日(木)から令和8年1月22日(木)までの日(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間
開示内容	科目別得点及び総合得点

※電話又はメールによる試験結果の問合せには一切答えることはできない。

11 問合せ先

鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課

(電話 0857-26-7203、ファクシミリ 0857-26-8168)

鳥取市健康子ども部鳥取市保健所

(電話 0857-30-8531、ファクシミリ 0857-20-3962)

鳥取県中部総合事務所倉吉保健所

(電話 0858-23-3144、ファクシミリ 0858-23-4803)

鳥取県西部総合事務所米子保健所

(電話 0859-31-9316、ファクシミリ 0859-34-1392)